伝える広報から 伝わる広報へ

伝わるホームページ

政策企画室 市民情報部 広報担当

はじめに

タブレットやスマートフォンの普及により、ホームページでの情報発信は これまで以上に広報ツールとして欠かせないものになっています。

ホームページは紙媒体と違って、迅速な情報提供が可能で、写真等の画像や見 出しなどを使い各担当でページを構成・作成し、公開できるメリットがありま すが、**情報を伝えたいターゲットのイメージや伝わる表現を意識しないま ま、多くの情報を掲載すると、結果、利用者へは伝わらない情報**になって しまいます。

よりよい情報発信のためには、ユーザー目線に立ち、「わかりやすい」 「見やすい」「探しやすい」情報提供をすることが大切です。 そのためには、ターゲットを明確にしたうえで伝えたい情報を整理するととも に、難しい行政特有の言葉などを避けるなど、伝わる表現や、利用者が必 要とする情報を見つけやすくするための効果的な見せ方などを心がける必 要があります。

そうしたことから、今回、ホームページ作成のサポートとして、これまで以上 に利用者に伝わるよう、パソコンだけでなくスマートフォン等でも見やすい作 成例とともに、**効果的なページ構成のポイント**をまとめました。既存のマニ ュアル等とともに、ホームページを作成する際に活用してください。

ここでは、モバイル・ファーストの観点から、スマートフォン等の モバイル機器で閲覧されることを基本に考え、スマートフォン表示 (スマホ表示)について紹介しています。

【伝える広報から伝わる広報へ】

【ホームページに関するマニュアル等】(既存のマニュアル等)

- ・<u>大阪市ホームページガイドライン</u>
- ・大阪市ホームページ運用マニュアル
- ・大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン

もくじ

1.	基本となる	5考え7	<u>י</u> יק	•	• •	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	イメージ画	画像の道	遅び方	<u>,</u> .	• •	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3.	イメージ運	画像の約	扁集の	つ仕ア	5 ·	•	••	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4. (1) (2) (3) (4)	作成例)ファミリー 〕婚姻届・・ 〕給付金・・ 〕公園事務所	-・サ7 ・・ ・・ ī・・	ぱ— ト • • • • • • • •	• • t		<i>タ</i> ・ ・ ・	一事 ・・ ・・	¥ • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•	4 6 7 8
5.	表現の推奨	き例・	••	••		•	•		•	•	•	•	•	•		9

【基本となる考え方】

スマホ表示	
	ホームページを作成する際は、スマートフォン などの様々な機器でも、閲覧者が理解しやすい ように情報を掲載するため、以下の構成を推奨 しています
ページタイトル	1. イメージを伝える。 01 2. 全体の概要を伝える。
イメージ画像・イラスト W1200×H500ピクセル	02 3. このページのメニュー(目次)を見せる。
01	03.4. 項目の全体像を伝える。
(画像提供:○○○) ←必要に応じて掲載 (リード文) ここには、この記事の概要が理解で きるリード文が入ります。ここには、この記事の 概要が理解できるリード文が入ります。	045. 上記以外の詳細な情報を記載する。
・ <u>目次① 項目の見出し</u>	
02 ・ <u>目次② 項目の見出し</u>	
目次①項目の見出し(全体像)	
(本文) ・ ・ ・ ・ ・ 本文は、項目の内容を、市民に分かりやすい表 現で記載してください。本文は、項目の内容を、 市民に分かりやすい表現で記載してください。	20ページ全体の記載内容が一目で分かるよう、目次を記載し、 4項目の見出しヘリンクさせます。
本文は、項目の内容を、市民に分かりやすい表現 で記載してください。本文は、項目の内容を、 市民に分かりやすい表現で記載してください。	項目ごとの本文では、市民に伝わりやすい文章や記載方法を工夫して の の な の な た 記載します。
目次② 項目の見出し (詳細)	
(制度の説明など) 制度や法令の説明など、詳しく説明する内容は、 概要、対象者、日時、場所、費用、内容などの情報 そ記載した後に配置してください。制度や法令の 説明など、詳しく説明する内容は、概要、対象者、 日時、場所、費用、内容などの情報を記載した後に 配置してください。制度や法令の説明など、詳し	4載しておかなければならない制度や法令などの難しく詳細な事項 は、「詳しくは」や「○○制度」等の見出しで、まとめて書くこと で、上記の最低限理解しておいてほしい情報が伝わりやすくなりま す。
く説明する内容は、概要、対象者、日時、場所、費 用、内容などの情報を記載した後に配置してください。	項目の見出しのつけ方は一例ですので、事業内容に 合わせてください。

【イメージ画像の選び方】

スマホ表示



婚姻届

ページ番号:369788 2020年3月10日



法律上の夫婦となるために必要な届出です

届出が受理された時点で成立します。

※海外で婚姻が成立している場合など、一部例外があ ります。



・届出人・届出期日・届出場所

・<u>必要なもの・届出書類</u> 婚姻届や戸籍全部事項証明書など、各種



oogle カスタム検 **오**検索

資格取得をめざして頑張るひと り親への給付金

ページ番号:369077 2020年3月10日

<u>____</u>

∨ 他の探し方



ひとり親が資格取得のため、1年以上専門学校などで 修業する場合に手当が支給されます。



利用できる方
 市内在住のひとり親家庭の母または父で、
 20歳未満のお子さんを養育している方

<u>給付金の内容</u>



公園事務所

ページ番号:82275 2020年3月10日



大阪市では、大阪城公園、長居公園、鶴見緑地、八 幡屋公園は、4つのパークセンターがそれぞれ管理し、 それ以外の公園や街路樹は、8つの公園事務所がエリ アを分けて管理しています。



・パークセンター 大阪城公園、長居公園、鶴見緑地、八幡 屋公園の4つの公園は、パークセンターが管



カスタム検 👂検索



ページ番号:486088 2020年3月10日



はじめてパパ・ママになる方や子育てを支援される方を 対象に、育児セミナーを行っています。参加費用は無 料です。(要事前申し込み)

・<u>セミナーの内容</u>

・<u>対象者</u>

・<u>参加費</u>

各ページに掲載する画像については、以下の ポイントを参考にして選定してください。



説明する内容に近い画像

ユーザーがリンクをたどってきた際に、 自分が見ているページの内容が直観的に判断 できるよう、説明する内容に近い画像等を使 用してください。 (画像の使用はポイント4参照)



明るいイメージの画像

ユーザーがページ内容を読みたいと思うよう な画像を使用しましょう。



好き嫌いが出づらい画像

ユニークな写真は好き嫌いが出るので、 気をつけましょう。



∨ 他の探し方

画像の使用

庁内ポータルに掲載の「**写真検索システム** (フォトライブラリ)」では、施設やイ ベントの写真や、ドローンによる航空写真な どをストックしています。 ホームページ向けの画像は「Web用画像」

のカテゴリに掲載していますので、活用してください。

なお、使用の際は、システムから出力される 「大阪市写真使用願い」を政策企画室広報担 当へ提出する必要があります。

外部サイトにあるライセンスフリーの画像を使用 する場合は、**画像の肖像権等利用規約を十分** 確認し、不明な場合は使用しないでください。

画像の掲載は、事業内容によってはなじまない 場合もあります。事業にあわせて画像掲載を 考えてください。

【イメージ画像の編集の仕方】(パワーポイント使用時)







幅(W): <u>1200ピクセル</u>

高さ(H) : <u>500ピクセル</u>

と、ピクセルも含めて入力する。

※1200ピクセル、500ピクセルと入力すると、 自動的に表示が幅31.75m、高さ13.229mにな るが、そのままにしておく。

使いたい画像をスライドに張り付ける。









画像をスライドの幅に合わせる。

スライドからはみ出している上下は画像になら ないため、パワーポイントの左側の小窓で画像 のエリアを確認しながら配置を調整する。

※この時、画像の縦横比は絶対に変えない。



配置が決まれば、パワーポイントをPNG形式で
 「名前を付けて保存」する。

【作成例】ファミリー・サポート・センター事業







ページ内容がイメージできるように画像を掲載することで、
 より理解しやすく興味を促すページにしています。

画像サイズ 縦: 横=500:1200ピクセル

※画像サイズの編集方法は3ページを参照

※画像選び方は、2ページを参照。

※画像提供の表記が必要であれば掲載。

文章量はスマホ表示で5行以内をめざしましょう。



最初にページ内のコンテンツを把握できるよう、目次を作っています。 目次は「リンクリスト」で作成します。



目次の表記とリンク先となるページ内の各項目の見出しの表記を 合わせます。

※目次からリンクさせる見出しは「大見出し」に。



利用料金(1時間あたり)	
通常 (7 時~20時)	800円
^{▶▶} 早朝・夜間(通常以外の時間) 6	900円
土・日・祝日・年末年始 (12月29日~1月3日)	900円
子どもが体調不良の場合(注)	900円

***>* <u>体調不良の子どもの援助について</u>
をご確認く
・**
ださい。

※交通費、食事(ミルク)、おやつ代、おむつ代等の

ж С

<リンクリスト作成例>

(下記作成例参照)を作成し、リンク先を案内するのが好ましいです が、文章内でのテキストリンクにしたほうがスムーズに案内できる場 合は、利用者の目線を意識し、適宜判断の上、設定してください。

・ファミリー・サポート・センター窓口 🗖

※掲載ボリュームの多さは、3スクロール程度を目安にしてください。

【作成例】 婚姻届

詳細ページに案内する場合は、同一遷移、別ページ遷移問わず、 できるだけ該当項目の下部にリンクリストを作成してリンク先を 案内してください。

注釈・補足文がある場合、表組みなどに記載すると読みづらく なります。文章の読みやすさを優先し、基本的には(注)印によ る案内の上、別文で説明してください。 なお、注釈の表記とその説明文の間隔が離れると、どの部分の 注釈か分からなくなるためご注意ください。 また、アクセシビリティの観点から、注釈・補足文を表記する 場合は、「※」ではなく「注1」「注2」と記載します。

届出人	・届出期日・届出場所一覧
届出 人	夫となる方および妻となる方
届出 期日	任意の日時 (注1) 03
届出 場所	夫となる方、または妻となる方の本籍 地、または所在地の市区町村役所 大阪市の場合、 <u>各区役所窓口サービスの</u> 担当課または区役所出張所(注2) 03
注1:外国 た日から3か 注2:各区 日や時間外 庁日に審査 はお取り扱い	で成立した婚姻については、婚姻の成立し 月以内 役所および東淀川区役所出張所では、休 でも宿日直で受け付けています。後日、開 後、受理決定します。サービスカウンターで いできません。

. 0

【作成例】給付金

#т>н **01** 目次だけでは、詳細ページにユーザーが知りたい情報 が記載されているか判断しにくい場合は、目次の下に 詳細ページの内容がイメージできるキーワードを簡潔 に記載します。

※スマホ表示を意識し、2行程度にしましょう。

 ・修業期間中に支給される「高等職業訓練促進 給付金」 ・修了日の翌日以降に支給される「高等職業訓練 修了支援給付金」 ※受講開始前に必ず事前相談してください。 対象となる資格 大阪市の高等職業訓練促進給付金の対象となる資 格は、大阪府知事が定めます。 具体的には、就職の際に有利となるもので、法令の定 める専門学校等で1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格です。 次のような資格があります。 1. 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 6. 作業療法士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 1. 動料衛生土 1. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 	-		
 ※受講開始前に必ず事前相談してください。 対象となる資格 大阪市の高等職業訓練促進給付金の対象となる資格は、大阪府知事が定めます。 具体的には、就職の際に有利となるもので、法令の定める専門学校等で1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格です。 次のような資格があります。 1. 看護師 2. 准看護師 3. 介護福祉士 4. 保育士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 	л:т О	2	修業期間中に支給される「高等職業訓練促進 給付金」 修了日の翌日以降に支給される「高等職業訓練 修了支援給付金」
 具体的には、就職の際に有利となるもので、法令の定める専門学校等で1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格です。 次のような資格があります。 1. 看護師 2. 准看護師 3. 介護福祉士 4. 保育士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 		※受 大阪 格は	ऀ講開始前に必ず事前相談してください。 す象となる資格 ₹市の高等職業訓練促進給付金の対象となる資 、大阪府知事が定めます。
次のような資格があります。 1. 看護師 2. 准看護師 3. 介護福祉士 4. 保育士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 歯科衛生土 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格		具体 める とが	い的には、就職の際に有利となるもので、法令の定 専門学校等で1年以上のカリキュラムを修業するこ 必要とされている資格です。
 1. 看護師 2. 准看護師 3. 介護福祉士 4. 保育士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 		次の	ような資格があります。
 准 看護師 介護福祉士 保育士 医学療法士 作業療法士 作業療法士 作業療法土 4. 保育士 4. 保育士 4. 保育法 4. 保育士 4. 保育法 4. 保育士 4. 保護法 4. 保護部 4. 保健部 4. 市長が市の実情に応じて認める資格 		1.	看護師
 介護福祉士 保育士 足学療法士 作業療法士 作業療法士 作業療法士 が者衛生土 社会福祉士 助産師 保健師 市長が市の実情に応じて認める資格 		2.	准看護師
 4. 保育士 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 		3.	介護福祉士
 5.理学療法士 6.作業療法士 7.歯科衛生士 8.社会福祉士 9.助産師 10.保健師 11.市長が市の実情に応じて認める資格 		4.	保育士
 6. 作業療法士 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 	ボイン	5.	理学療法士
 7. 歯科衛生士 8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格 		6.	作業療法士
8. 社会福祉士 9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格		7.	歯科衛生士
9. 助産師 10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格		8.	社会福祉士
10. 保健師 11. 市長が市の実情に応じて認める資格		9.	助産師
11. 市長が市の実情に応じて認める資格		10.	保健師
		11.	市長が市の実情に応じて認める資格

箇条書きにしたほうがわかりやすい場合は、箇条書 きにて表現を活用しましょう。

箇条書きの場合に、中黒(・)にするか連番にするかは、 情報の並列性を重視したければ「中黒(・)」、項目数や順 序を強調したければ「連番」を用いてください。

※箇条書きの場合は、CMSの箇条書き機能を使用してください。

【作成例】公園事務所

スマホ表示

∨ 他の探し方

公園事務所

ページ番号:82275 2020年3月10日

大阪市では、大阪城公園、長居公園、鶴見緑地、八 幡屋公園は、4つのパークセンターがそれぞれ管理し、 それ以外の公園や街路樹は、8つの公園事務所がエリ アを分けて管理しています。

・<u>公園事務所</u>

8つの公園事務所がエリアを分けて、公園や 街路樹の維持管理などを行っています。

・<u>パークセンター</u>

大阪城公園、長居公園、鶴見緑地、八幡 屋公園の4つの公園は、パークセンターが管 理をしています。

・<u>公園事務所・パークセンター一覧</u>

公園事務所

8つの公園事務所がエリアを分けて、公園や街路樹の 維持管理などを行っています。

利用時間

9時~17時30分

鶴見緑地	公園事務所
担当エ リア	都島区・旭区・城東区・鶴見区(鶴 見緑地を除く)
電話	<u>06-6912-0650</u>
ファック ス	06-6913-6804
所在地	〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-163 ●11 ●11
最寄駅	Osaka Metro鶴見緑地
休日	土曜・日曜・祝日

真田山公	園事務所
担当エ リア	天王寺区(天王寺公園を除く)・東 成区・生野区
電話	<u>06-6761-1770</u>
ファック ス	06-6761-1645

詳細ページへのリンクは、同項目内の下部に「リンクリスト」を作 成するのが好ましいですが、表組み内でのテキストリンクにしたほ うがスムーズに案内できる場合は、利用者の目線を意識し、適宜判 断の上、設定してください。

【表現の推奨例】

・以下の例を推奨としますが、文章の文脈によってはこの限りではありません。

対象者	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など
対象施設	利用できる施設 相談できる施設 など
申し込み 申込先	申込み 申込み先
問い合わせ 問合せ先	問合せ 問合せ先(HPの問合せフォームの表現に合わせて)
ご利用 ご相談	利用 相談
その他	(可能な限り「その他」は避けて、具体的な表現に)
00について	○○(可能な限り「について」は使わない) 例)無償化の対象施設について → 無償化の対象施設
本又191	
◆又例 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 →	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など
★又初 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 →	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など 利用できる施設 相談できる施設 など
 本×10 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 → 対象施設 ➡ 申し込み 申込先 	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など 利用できる施設 など 申込み 申込み先
 本又的 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 → 対象施設 → 申し込み 申し込み 申込先 ● 問い合わせ 問合せ先 	 利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など 利用できる施設 など 利用できる施設 など 間合せ 問合せ、(HPの問合せフォームの表現に合わせて)
本×49 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 対象施設 申し込み 申し込み 自い合わせ 問い合わせ 問合せ先 ご利用 ご相談	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 相談できる方 など 利用できる施設 など 申込み先 問合せ 問合せた(HPの問合せフォームの表現に合わせて) 利用 相談
本×40 大阪市内にお住まいの方 大阪市在住の方 対象施設 申し込み 申し込み 自い合わせ 問い合わせ 問合せ先 ご利用 ご相談 いただけます 例) ご利用いただけます	利用できる方 申込みできる方 参加できる方 本ど利用できる施設 相談できる施設 など利用できる施設 加設 中込み先間合せ 問合せた(HPの問合せフォームの表現に合わせて)利用 相談できます 例)利用できます

・難しい行政言葉をできるだけ避け、誰が読んでも理解しやすい表現を心がけてください。

・ただし、法や条例の記載や正式名称が必要な場合は、備考としてエリア外で補足するなど、

読みやすさを損ねないように工夫しましょう。

政策企画室 市民情報部 広報担当

2020年12月25日